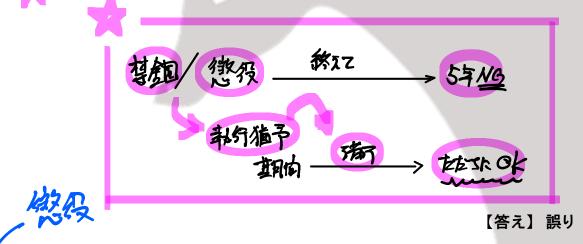
宅建朝から1問 宅建業法 免許の基準 宅建 R02(10月)-43-1≪#906≫ 【問】正誤をつけよ。

免許を受けようとするA社の取締役が刑法第204条(傷害)の罪により懲役1年執行猶予2年の刑に処せられた場合、刑の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予期間を満了し、その日から5年を経過しなければ、A社は免許を受けることができない。



≪ポイント≫ 免許の基準 【宅建★入門】

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 から 5 年を経過しない者は、免許を受けることができない。
  - ⇒ **執行猶予**が付された場合、**執行猶予期間中は免許を受けることができない**が、**執行** 猶予期間が満了すれば、直ちに免許を受けることができる
- ② 法人でその役員又は**政令で定める使用人**のうちに欠格事由に該当する者のあるものは、 免許を受けることができない。

【渋谷会】宅建講座をご利用ください

理解を深めたい ⇒「宅建基幹講座」インプット講座

本試験での解き方を知りたい ⇒「宅建過去問演習講座」アウトプット講座 基本から万全の準備 ⇒「宅建これだけで合格セット」上記 2 講座のセット

https://shibuyakai.com/